イ　監理技術者は、１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。
・一級建築士の資格を有する者
・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
ウ　平成15年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で、平屋建て以上かつ延べ面積が１棟当たり2,500㎡以上の新設工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。
　なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
エ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、南関東防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施(事)第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑽　入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑾　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

３　総合評価に関する事項
⑴　評価項目　本工事の評価項目は、次のアからウまでとし、詳細は入札説明書による。
ア　企業による技術提案
・「内外装工事における仕上がりの確保について、品質管理上どのような配慮を行うか」
・「本工事の円滑かつ安全な進捗のための工程管理についてどのような配慮を行うか」
イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）
ウ　施工体制
⑵　総合評価の方法
ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。
イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。
　なお、加算点の最高点数は40点とする。
ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴ウの評価項目について最高30点の評価点を付与する。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合又は品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。
エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
オ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し付与する。
⑶　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。
⑷　落札者の決定方法
ア　入札参加者は、価格及び⑴アからウをもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内である。
㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らない。
　ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
　なお、評価値が基準評価値を上回っていても、減点評価により技術評価点が標準点（100点）を下回る場合は、落札者の対象外とする。
イ　上記の場合において、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
⑸　その他　受注者の責により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

４　入札手続等
⑴　担当部局　〒231―0003 神奈川県横浜市中区北仲通５―57横浜第２合同庁舎13Ｆ　南関東防衛局総務部契約課　ＴＥＬ045―211―7143　ＦＡＸ045―212―2806
⑵　入札説明書の交付期間等
ア　交付期間　平成30年４月２日から同年６月８日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。
イ　交付場所　南関東防衛局総務部契約課
ウ　交付方法　全て、電子データで交付を行う。
　文書類：ＰＤＦ（Acrobat８又は1.4形式）
　図面類：ＰＤＦ（Acrobat８又は1.4形式）
　数量表等：Excel（2007形式）
　申請書類：ＰＤＦ（Acrobat８又は1.4形式）
　：Word（2007形式）
　なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。
　⑴へ「図面データの取扱いに関する同意事項」（記入・押印済みのもの）、データを保存するために必要な、ＣＤ―Ｒ（未使用に限る。）１枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、送付又は持参する。
　なお、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。
　※「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、防衛省・自衛隊及び南関東防衛局のホームページより入手可能である。
　（http://www.mod.go.jp/j/procurement/kensetsukouji/oshirase/koji.html）
　（http://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/20_Second_level/05_bid_procurement/01_construction_consultant/douizikou.doc）
エ　使用条件　図面データの取扱いに関する同意事項に同意すること。
⑶　申請書及び技術資料の提出期限等
ア　提出期限　平成30年４月23日正午
イ　提出方法　⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出する。
⑷　入札書の受領期限等
ア　受領期限　平成30年６月６日正午
イ　提出方法　⑴に持参又は郵送等により提出する。
⑸　開札の日時及び場所
ア　日時　平成30年６月11日午後１時30分
イ　場所　南関東防衛局入札室

５　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金　納付（保証金の取扱店　日本銀行横浜中代理店　横浜銀行本店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　南関東防衛局）又は銀行等の保証（取扱官庁　南関東防衛局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行った場合は、入札保証金を免除する。